

仕 様 書

事 業 名：令和8年度 足尾地区における希少野生動物生息状況調査

事業場所：栃木県日光市足尾町字湖南国有林 263 林班外

（調査の目的）

第1条 本調査は、調査地域における猛禽類の生息状況について定点調査等により把握し、平成8年度から実施している既存調査データの補完、当年度治山事業の実施及び翌年度以降の治山事業計画の検討に資することを目的とする。

（調査の内容等）

第2条 調査地域における猛禽類の飛翔状況について、猛禽類の種類、飛翔日時、位置、軌跡、採餌・繁殖等の行動区分等について3箇所の定点調査地点から定点観測等により調査する。

調査期間は令和8年5月～令和9年3月までの11ヶ月間とし、求愛・造巢期の11月～1月、抱卵期の2月及び3月は複数回、それ以外の5月～10月は月1回の調査を行う。また、調査人数は1回について3人（各定点1人）とする。

（調査結果の取りまとめ）

第3条 猛禽類の飛翔状況等について、上記調査内容を25,000分の1（国土地理院発行）の地図に記録し解析するとともに、既存データと併せて地域内の生息状況及び周辺の環境とその特徴について考察する。

2 令和9年度治山事業実行上の留意すべき事項について、調査結果に基づき検討する。

3 上記の調査及び取りまとめ等については、有識者の指導、意見を得ながら実施するとともに、調査の状況等について逐次監督職員に報告を行うものとする。

また、調査実施については監督職員と綿密な打合せを行うこと。

（調査報告書の作成）

第4条 調査結果を取りまとめた報告書（くるみ製本）を10部作成し提出すること。

また、報告書の全データを電子データとしてCD-R等に保存したものを1部提出すること。

（資料等の閲覧、貸与及び返却）

第5条 受託者からの要求があった場合で監督職員が必要と認めたときは、受託者に

対し過去の調査報告書等を閲覧又は貸与する。

- 2 受託者は貸与された調査報告書等の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受託者は貸与された調査報告書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、貸与された調査報告書等について複写・頒布してはならない。

(情報の秘匿)

第6条 受託者は、発注者の許可なくして本調査結果を公開あるいは他の業者に転用してはならないものとする。

- 2 受託者は業務上知り得た事項について、第三者に漏洩させない義務を負うものとする。
- 3 希少野生動物の生息・生育情報については、原則非公開の扱いであることから、その取扱いについては、十分注意を払うものとする。

(その他)

第7条 事業にあたっては、森林法、国有林野の管理経営に関する法律、国有林野管理規程、その他関係法令を遵守して行うこと。

- 2 不明な点は、監督職員の指示によるものとする。
- 3 調査で入林する際には、日光森林管理署及び神子内森林事務所に事前に連絡し、注意事項等特段の指示がある場合は、それに従うものとする。
- 4 本調査地までの資材運搬路及び保安林管理道の通行については、足尾砂防堰堤上流工事用道路通行許可証（以下「通行証」という。）及びゲート開閉用のリモコンキーが必要となることから、通行車両・使用期間等、必要事項を記入した申請書を提出し、通行証の交付及びリモコンキーの貸与を受け、通行の許可条件を遵守し通行すること。
- 5 本仕様書に記載されていない事項、または取扱いについて疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。